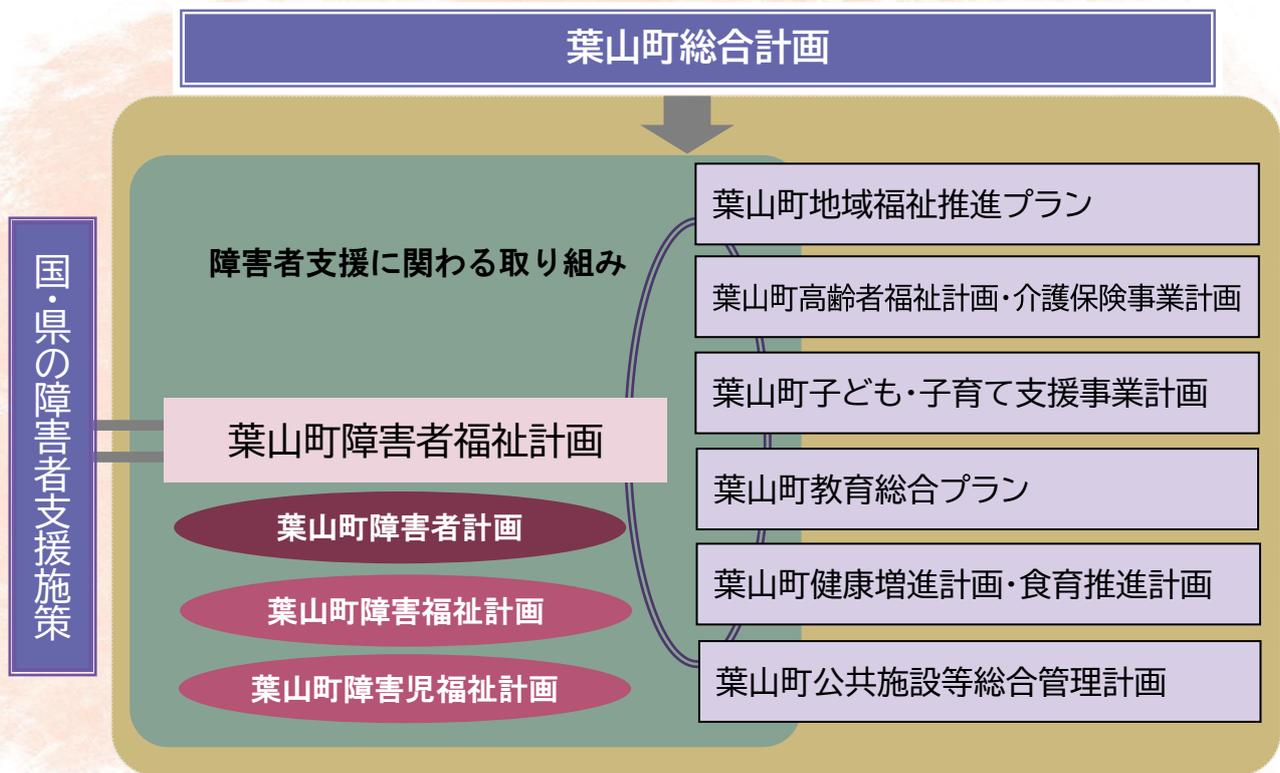


葉山町障害者福祉計画

1. 計画の策定の趣旨

「葉山町障害者計画」は実施状況を検証しながら必要な見直しを行うとともに、「葉山町障害福祉計画」は第7期の計画を、「葉山町障害児福祉計画」は第3期の計画を策定し、引き続き『障害のある人もない人も互いの人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域で互いに支え合い、共に安心して自分らしく暮らせるまちづくり』の実現を目指していきます。

2. 計画の位置づけ



<葉山町障害者計画>

障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」に相当するもので、町における障害のある人のための施策に関する基本的な計画です。(計画期間：令和6年度～令和8年度の3年間)

<葉山町障害福祉計画>

障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」に相当するもので、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する事項を定めた計画です。

(計画期間：令和6年度～令和8年度の3年間)

<葉山町障害児福祉計画>

児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」に相当するもので、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する事項を定めた計画です。

(計画期間：令和6年度～令和8年度の3年間)

3. 計画の策定にあたって～障害者支援をとりまく流れ～

葉山町の障害のある人を取り巻く状況は日々変化し、障害のある人や介護者の高齢化、障害の重度化や重複化などとあいまって、障害者施策へのニーズも多種・多様化しています。

国では、障害者基本法において、市町村は当該市町村における障害のある人の状況等を踏まえ、障害者施策に関する基本的な計画を策定しなければならないとしています。

医学モデルから社会モデルへ ---障害の考え方の転換---

障害によって生まれる障壁の所在によって、2つの考え方があります。

医学モデル---障害は、個人の心身の機能に問題があるとして、障害を個人的な問題として捉える考え方

社会モデル---障害は、社会が生み出す障壁に問題があるとして、障害を社会的な問題として捉える考え方

4つの社会的障壁

- 1 物理的障壁-----道路や建物、住宅、駅などにおいて物理的に生じる障壁
- 2 制度の障壁-----教育や就労、地域で自立生活を送る上で、制度上の制約により生じる障壁
- 3 文化・情報の障壁-----音声情報や文字情報など、必要な情報が提供されていないことで生じる障壁
- 4 心の障壁-----差別や偏見、障害に対する無理解により生じる障壁

葉山町が目指す「障害のある人もない人も互いの人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域で互いに支え合い、共に安心して自分らしく暮らせるまちづくり」の実現に向けては、「社会モデル」の考えを基に、社会的な障壁のない仕組みづくりや意識づくりの推進が重要と考えています。



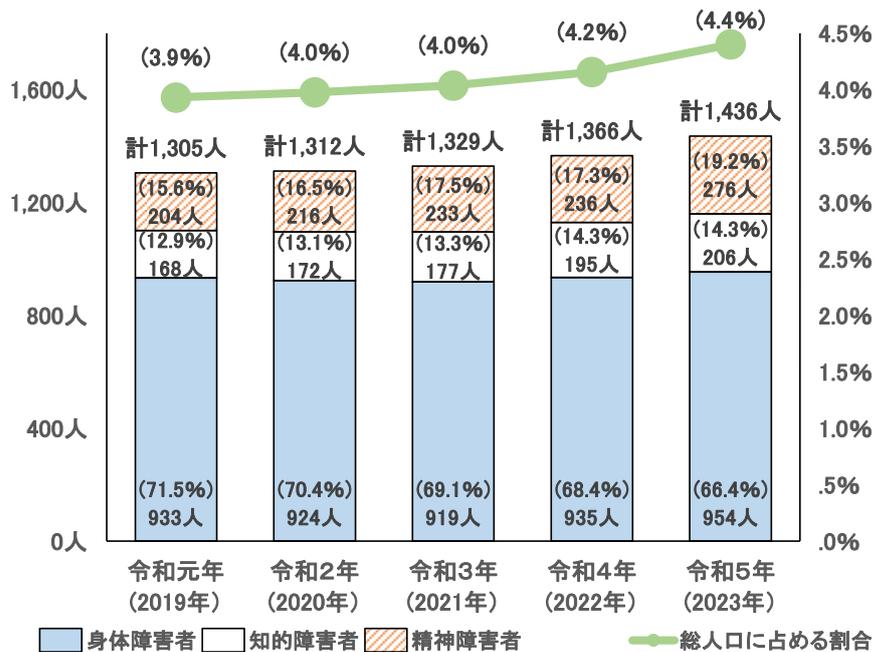
4. 計画の期間

令和5年度は、「葉山町障害福祉計画」、「葉山町障害児福祉計画」が計画期間の満了を迎えます。これに併せて、「葉山町障害者計画」の見直しを行い、令和8年度（2026年度）までの計画として、“すべての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的な人権を有するかけがえない個人として尊重され、障害者等の自立と社会参加を基本とする”「障害者基本法」の理念などを前提に、これまでの基本理念や取組みを継承しつつ、葉山町障害者福祉計画策定委員会で審議を重ね、新たな「葉山町障害者福祉計画」を策定し、「障害のある人もない人も互いの人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域で互いに支え合い、共に安心して自分らしく暮らせるまちづくり」の実現を引き続き目指していきます。

| | 平成27年度 (2015年度) | 平成28年度 (2016年度) | 平成29年度 (2017年度) | 平成30年度 (2018年度) | 令和元年度 (2019年度) | 令和2年度 (2020年度) | 令和3年度 (2021年度) | 令和4年度 (2022年度) | 令和5年度 (2023年度) | 令和6年度 (2024年度) | 令和7年度 (2025年度) | 令和8年度 (2026年度) |
|---------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 障害者計画 | 6年間 | | | | 4年間 | | | | (見直し・期間延長) | 7期 | | |
| 障害福祉計画 | 4期 | | 5期 | | | 6期 | | | 7期 | | | |
| 障害児福祉計画 | | | | 1期 | | 2期 | | | 3期 | | | |

5. 障害のある人の推移

令和元年から令和5年までの障害のある人の推移（身体障害者：身体障害者手帳所持者、知的障害者：療育手帳所持者、精神障害者：精神障害者保健福祉手帳所持者）をみると、3障害の合計数は増加傾向にあり、令和元年の1,305人から令和5年には1,436人と、131人の増加となっています。障害のある人が総人口に占める割合も、令和元年の3.9%から、令和5年には4.4%と高くなっています。



6. 計画の基本的な考え方

— 基本理念 —

本計画の基本理念を次のとおり設定します。

**障害のある人もない人も互いの人格と個性を尊重しながら、
住み慣れた地域で互いに支え合い、
共に安心して自分らしく暮らせるまちづくり**

- 障害の有無にかかわらず、一人ひとりの人格や個性が尊重され、互いに支え合うことのできるまち
- 障害のある人の社会参加を困難にしている様々な生活上の障壁（バリア）を取り除き、障害のある人の意思決定の支援が行われ、障害のある人の主体的な選択が尊重され、自分らしく自立して生活していくことができるまち
- 障害のある人もない人も住み慣れた地域で共に安心して暮らせるまち

—基本目標—

本計画では、基本理念の実現を目指すとともに計画的な施策の推進を図るため5つの取り組みの柱を「基本目標」として設定します。

1 このまちでいっしょに暮らそう

町では、様々な広報の機会や媒体を活用しながら、団体・関係機関と連携し、町の障害福祉の普及・啓発に努めるとともに、障害の有無にかかわらず交流の機会を増やし、ともに地域で生活していけるよう取り組みを推進していきます。

2 相談しよう！利用しよう！

町自立支援協議会では、「(障害のある人が相談について)わからないことをなくす」ことをテーマに「見える、つながる～葉山福祉情報サイト」を作成しました。誰にでもわかりやすく相談しやすい具体的方法について今後も検討を重ねていきます。また、障害の状況やライフステージに応じたきめ細かな対応ができるよう、様々な関係機関と連携し、福祉サービスの充実を図るよう努めます。

3 はたらきたい！住みたい！出かけたたい！

町内に限らず通勤可能な地域での就労先の確保に取り組むとともに、障害者雇用についての啓発活動を行い、働きたいという意向を積極的に支援していきます。

4 一緒におおきくならう

一人ひとりの発達特性に応じた療育や教育的ニーズに対応できるよう、合理的配慮に基づく環境整備を行い、適切な指導と必要な支援の充実を図ります。発達障害がある人については、成人して以降もライフステージに応じて、関係機関が連携して、生涯を通じて支援が行われるよう努めます。

5 みんなが暮らしやすいまちにしよう

町は、道路、公共施設などのバリアフリーを進め、すべての人にやさしいまちづくりを目指していきます。また、いざという時に迅速な対応ができるように、日頃から警察や消防などの関係機関や関係団体、地域住民や福祉施設等とのネットワークをつくり、より一層連携を深め、災害時の地域支援体制を整備していきます。

7. 計画の体系

基本目標1：このまちでいっしょに暮らそう



- 1-1: 障害に対する正しい理解の促進
- 1-2: ボランティア活動の活性化
- 1-3: コミュニケーション支援の充実
- 1-4: スポーツ・レクリエーション活動の促進

基本目標2：相談しよう！利用しよう！



- 2-1: 相談支援体制の充実
- 2-2: 在宅福祉サービスの充実
- 2-3: 施設等利用者への支援の充実
- 2-4: 予防と健康づくりの充実
- 2-5: 障害の早期発見・早期対応
- 2-6: 権利擁護の推進

基本目標3：はたらきたい！住みたい！出かけたい！



- 3-1: 日中活動の場の充実
- 3-2: 暮らしの場の確保
- 3-3: 社会参加の促進
- 3-4: 就労支援の総合的な推進
- 3-5: 就労環境の改善・向上
- 3-6: 雇用の場の拡大
- 3-7: 経済的支援の充実

基本目標4：一緒におおきくなろう



- 4-1: 療育・保育支援の充実
- 4-2: 特別支援教育の推進
- 4-3: 放課後対策等の充実
- 4-4: 発達障害のある子どもへの支援体制の充実

基本目標5：みんなが暮らしやすいまちにしよう



- 5-1: すべての人にやさしいまちづくりの推進
- 5-2: 緊急時・災害時の安全の確保の推進

8. 障害福祉サービスの見込量（障害福祉計画）

自立支援給付

| | | | 実績値 | | | 見込み量 | | |
|-----------|--|-------|---------|---------|---------|---------------------|---------------------|---------------------|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 訪問系サービス | 居宅介護 | 利用量 | 24人 | 31人 | 33人 | 33人 | 33人 | 34人 |
| | | 利用実人数 | 295.0時間 | 334.0時間 | 404.3時間 | 409.3時間 | 414.2時間 | 419.1時間 |
| | 重度訪問介護 | 利用量 | 1人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 |
| | | 利用実人数 | 2時間 | 101時間 | 245時間 | 393時間 | 393時間 | 393時間 |
| | 重度障害者等包括支援 | 利用量 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | | 利用実人数 | 0時間 | 0時間 | 0時間 | 0時間 | 0時間 | 0時間 |
| | 同行援護 | 利用量 | 2人 | 2人 | 3人 | 3人 | 3人 | 3人 |
| | | 利用実人数 | 41時間 | 44時間 | 66時間 | 66時間 | 66時間 | 66時間 |
| | 行動援護 | 利用量 | 0人 | 0人 | 0人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| | | 利用実人数 | 0時間 | 0時間 | 0時間 | 24時間 | 24時間 | 24時間 |
| | 短期入所【福祉型】 <small>※括弧書きは、強度行動障害や高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者</small> | 利用量 | 9人 | 14人 | 12人 | 15人 (内2人) | 16人 (内3人) | 17人 (内4人) |
| | | 利用実人数 | 34人日 | 55人日 | 46人日 | 57人日 (内5人日) | 60人日 (内8人日) | 63人日 (内10人日) |
| | 短期入所【医療型】 | 利用量 | 0人 | 0人 | 1人 | 2人 | 2人 | 2人 |
| | | 利用実人数 | 0人日 | 0人日 | 6人日 | 6人日 | 6人日 | 6人日 |
| 日中活動系サービス | 療養介護 | 利用実人数 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 |
| | 生活介護 <small>※括弧書きは、強度行動障害や高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者</small> | 利用量 | 57人 | 60人 | 64人 | 60人 (内25人) | 60人 (内25人) | 60人 (内25人) |
| | | 利用実人数 | 954人日 | 1,145人日 | 1,129人日 | 1,145人日 (内525人日) | 1,145人日 (内525人日) | 1,145人日 (内525人日) |
| | 自立訓練(機能訓練) | 利用量 | 0人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| | | 利用実人数 | 0人日 | 4人日 | 5人日 | 20人日 | 20人日 | 20人日 |
| | 自立訓練(生活訓練) | 利用量 | 0人 | 1人 | 1人 | 2人 | 2人 | 2人 |
| | | 利用実人数 | 0人日 | 23人日 | 23人日 | 46人日 | 46人日 | 46人日 |
| | 就労選択支援 | 利用量 | — | — | — | — | 4人 | 4人 |
| | | 利用実人数 | — | — | — | — | 40人日 | 40人日 |
| | 就労移行支援 | 利用量 | 12人 | 11人 | 14人 | 11人 | 11人 | 11人 |
| | | 利用実人数 | 242人日 | 201人日 | 240人日 | 212人日 | 212人日 | 212人日 |
| | 就労継続支援A型 | 利用量 | 6人 | 6人 | 8人 | 8人 | 8人 | 8人 |
| | | 利用実人数 | 121人日 | 114人日 | 151人日 | 166人日 | 169人日 | 173人日 |
| | 就労継続支援B型 | 利用量 | 38人 | 45人 | 45人 | 47人 | 48人 | 49人 |
| 利用実人数 | | 685人日 | 753人日 | 700人日 | 754人日 | 770人日 | 785人日 | |
| 就労定着支援 | 利用実人数 | 5人 | 3人 | 4人 | 3人 | 6人 | 7人 | |
| 居住系サービス | 施設入所支援 | 利用実人数 | 12人 | 10人 | 10人 | 10人 | 10人 | 9人 |
| | 共同生活援助 <small>※括弧書きは、強度行動障害や高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを必要とする者等の重度障害者</small> | 利用実人数 | 33人 | 38人 | 39人 | 45人 (内11人) | 48人 (内11人) | 51人 (内11人) |
| | 自立生活援助 | 利用実人数 | 0人 | 0人 | 0人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| 指定相談サービス | 計画相談支援 | 利用実人数 | 29人 | 22人 | 33人 | 33人 | 33人 | 33人 |
| | (サービス等利用計画の作成) | 利用実人数 | 161人 | 173人 | 185人 | 197人 | 209人 | 221人 |
| | 地域相談支援 (地域移行支援) | 利用実人数 | 0人 | 0人 | 0人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| | 地域相談支援 (地域定着支援) | 利用実人数 | 0人 | 0人 | 0人 | 1人 | 1人 | 1人 |

➤ 数字は月単位となっています。

➤ 令和5年度の実績が確定していないものは直近の実績値から推計しています。

➤ 計画相談支援のサービス等利用計画作成数、地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）の数字については年単位となっています。

地域生活支援事業

< 必須事業 >

| | | | 実績値 | | | 見込み量 | | |
|-------------------|--------------------|-------|---------|---------|-------|-------|-------|-------|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 理解促進研修・啓発事業 | | 実施回数 | 0回 | 0回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 |
| 相談支援事業 | 障害者相談支援事業 | 実施箇所数 | 2カ所 | 2カ所 | 2カ所 | 2カ所 | 2カ所 | 2カ所 |
| | 基幹相談支援センター | 設置の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業 | | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 成年後見制度利用支援事業 | | 利用件数 | 1件 | 1件 | 2件 | 2件 | 2件 | 2件 |
| 意思疎通支援事業 | ①手話通訳者派遣事業 | 利用件数 | 34件 | 47件 | 45件 | 45件 | 45件 | 45件 |
| | ②手話通訳者設置事業 | 設置件数 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| | ③要約筆記者派遣事業 | 設置件数 | — | — | — | 1人 | 1人 | 1人 |
| 日常生活用具給付事業 | 合計 | 利用量 | 120件 | 123件 | 127件 | 127件 | 128件 | 128件 |
| | 介護・訓練支援用具 | 利用量 | 2件 | 1件 | 1件 | 1件 | 1件 | 1件 |
| | 自立生活支援用具 | 利用量 | 1件 | 1件 | 1件 | 3件 | 3件 | 3件 |
| | 在宅療養等支援用具 | 利用量 | 4件 | 2件 | 2件 | 4件 | 4件 | 4件 |
| | 情報・意思疎通支援用具 | 利用量 | 4件 | 4件 | 4件 | 5件 | 5件 | 5件 |
| | 排せつ管理支援用具 | 利用量 | 109件 | 115件 | 119件 | 113件 | 114件 | 114件 |
| | 居宅生活動作補助用具(住宅改修費) | 利用量 | 0件 | 0件 | 0件 | 1件 | 1件 | 1件 |
| 意思疎通支援者養成事業 | 手話奉仕員養成講座(基礎課程) | 利用実人数 | 13人 | 15人 | 20人 | 20人 | 20人 | 20人 |
| | 手話奉仕員養成講座(上級課程) | 利用実人数 | 7人 | 4人 | 6人 | 15人 | 15人 | 15人 |
| | 手話奉仕員養成講座(フォローアップ) | 利用実人数 | 2人 | 4人 | 6人 | 8人 | 8人 | 8人 |
| 移動支援事業 | 実施箇所数 | 16カ所 | 15カ所 | 15カ所 | 15カ所 | 15カ所 | 15カ所 | |
| | 利用実人数 | 24人 | 26人 | 28人 | 28人 | 28人 | 28人 | |
| | 利用量 | 250時間 | 248.5時間 | 313.5時間 | 389時間 | 389時間 | 389時間 | |
| 地域活動支援センター事業 | 実施箇所数 | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 | |
| | 利用実人数 | 56人 | 49人 | 59人 | 59人 | 59人 | 59人 | |

< 任意事業 >

| | | 実績値 | | | 見込み量 | | |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 更生訓練費給付事業 | 実施箇所数 | 0カ所 | 0カ所 | 0カ所 | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 |
| | 利用実人数 | 0人 | 0人 | 0人 | 1人 | 1人 | 1人 |
| 日中一時支援事業 | 実施箇所数 | 5カ所 | 6カ所 | 6カ所 | 6カ所 | 6カ所 | 6カ所 |
| | 利用実人数 | 1人 | 7人 | 7人 | 7人 | 7人 | 7人 |
| | 利用量 | 4人日 | 3人日 | 35人日 | 35人日 | 35人日 | 35人日 |
| 訪問入浴サービス事業 | 実施箇所数 | 3カ所 | 3カ所 | 3カ所 | 3カ所 | 3カ所 | 3カ所 |
| | 利用実人数 | 2人 | 3人 | 3人 | 3人 | 3人 | 3人 |

- 数字は年単位となっています。
- 移動支援事業、任意事業（更生訓練費給付事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業）の数字については月単位となっています。
- 令和5年度の実績が確定していないものは直近の実績値から推計しています。

9. 障害児支援事業の見込量（障害児福祉計画）

障害児支援

| | | | 実績値 | | | 見込み量 | | |
|-----------------------------------|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
| 障害児通所支援 | 児童発達支援 | 利用実人数 | 35人 | 42人 | 40人 | 40人 | 39人 | 39人 |
| | | 利用量 | 160人日 | 201人日 | 192人日 | 190人日 | 188人日 | 186人日 |
| | 放課後等デイサービス | 利用実人数 | 40人 | 47人 | 53人 | 55人 | 59人 | 63人 |
| | | 利用量 | 455人日 | 560人日 | 571人日 | 866人日 | 930人日 | 991人日 |
| 障害児相談支援 | 障害児相談支援 | 利用実人数 | 57人/年 | 67人/年 | 72人/年 | 13人/月 | 14人/月 | 15人/月 |
| | 障害児支援利用作成 | 作成数 | 57人/年 | 67人/年 | 72人/年 | 77人/年 | 82人/年 | 87人/年 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | | 利用実人数 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |
| | | 利用量 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 |
| 保育所等訪問支援 | | 利用実人数 | 0人 | 0人 | 2人 | 4人 | 5人 | 6人 |
| | | 利用量 | 0人日 | 0人日 | 3人日 | 6人日 | 7人日 | 9人日 |
| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 | | 配置人数 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 | 1人 |

- 数字は月単位となっています。（一部相談支援を除く）
- 令和5年度の実績が確定していないものは直近の実績値から推計しています。
- 障害児相談支援の障害児支援利用計画作成数は各年度の3月末現在の数字を示しています。

10. サービスの確保策

1) 地域における専門的な人材の育成と関係機関の連携強化

多様化・高度化する相談者のニーズに迅速に対応できるよう、基幹相談支援センターが中心となり、障害福祉に関する支援者に対し、人材の育成と資質の向上、連携の強化に努めます。

2) 障害のある人が利用しやすい情報提供の整備

障害者総合支援法に基づく支給決定やサービス利用の方法、サービス体系の変化などについて、広報葉山や町及び基幹相談支援センターホームページなど様々な媒体を利用し、情報提供に努めます。

3) 施設整備の方針

各種施設整備に際しては、近隣市や関係団体と連携した対応が不可欠です。神奈川県、近隣市、社会福祉協議会やサービス事業者などと連携し、既存の事業や施設の活用も視野に入れ、検討を図ります。

4) サービスを利用しやすい環境づくり

誰もが使いやすく満足のいくサービスとしていくために、入口となる相談窓口をわかりやすくし、サービス内容や提供方法などについて、利用者やその家族、事業者の意見やニーズを把握し、充実に努めます。

また、サービスの質や量を維持できるよう、人材の確保に努めます。

1.1. 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の目標

目標1：福祉施設入居者の地域生活への移行（障害福祉計画）

- (1) 令和4年度末の施設入所者のうち、令和8年度までに地域生活へ移行する人数を1名とします。
- (2) 令和8年度末の施設入所者数について、令和4年度末の施設入所者から1名減少することを目指します。

| 項目 | 数値 | 備考 |
|--------------------|-----|--|
| 【実績】 令和4年度末入所者数 | 10人 | 令和4年度末の実績 |
| 【目標値】 地域生活移行数 | 1人 | 令和8年度末までに地域生活へ移行する人数の目標値 |
| 【見込み】 新たな施設入所支援利用者 | 2人 | 令和8年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み |
| 【見込み】 退所者数 | 2人 | 令和8年度末までに地域生活へ移行以外の理由で退所する人数(介護施設に入所等) |
| 【見込み】 令和8年度末入所者数 | 9人 | 令和8年度末の利用人員見込み |
| 【目標値】 入所者削減見込み | 1人 | 差引減少見込み数 |

目標2：精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

（障害福祉計画）

精神科病院に入院をしていた精神障害のある人等が安心して地域での生活へ移行するため、地域精神保健医療福祉の一体的な取組みの推進を図る必要があります。

町では、自立支援協議会を協議の場として、鎌倉保健福祉事務所を中心とした精神保健医療の視点と、基幹相談支援センターや障害福祉サービス事業所等、精神障害のある人等に関わる支援者の福祉的視点から精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。

目標3：地域生活支援拠点等が有する機能の充実（障害福祉計画）

障害のある人の高齢化や「親亡き後」を見据えて、障害のある人のニーズを把握するとともに、既存の障害福祉サービスの状況を勘案し、地域に必要なサービス提供を強化します。

令和2年度に、基幹相談支援センターを設置しています。今後は運用状況の検証及び検討を行っていくとともに、未対応の機能の整備を進めます。

目標4：福祉施設から一般就労への移行等（障害福祉計画）

- (1) 令和8年度中の福祉施設から一般就労への移行者を、令和3年度実績の1.28倍以上の6人を目標として、一般就労支援に向けた支援を行っていきます。
- (2) 成果目標達成のための、事業種別ごとの就労移行率等に係る目標について定め、目標の達成に向けて取り組みます。

① 就労移行支援事業の一般就労への移行者数…国の成果目標 1.31 倍以上

1人の増加（1.5倍）

| 項目 | 令和3年度 | 令和8年度 |
|------|-------|-------|
| 移行者数 | 2人 | 3人 |

② 就業継続支援 A 型事業の一般就労への移行者数…国の成果目標 1.29 倍以上

1人の増加

| 項目 | 令和3年度 | 令和8年度 |
|------|-------|-------|
| 移行者数 | 0人 | 1人 |

③ 就労継続支援 B 型事業の一般就労への移行者数…国の成果目標 1.28 倍以上

1人の増加（2.0倍）

| 項目 | 令和3年度 | 令和8年度 |
|------|-------|-------|
| 移行者数 | 1人 | 2人 |

④ 就労定着支援事業の利用者…国の成果目標 1.41 倍以上

1人の増加（1.4倍）

| 項目 | 令和3年度 | 令和8年度 |
|------|-------|-------|
| 移行者数 | 5人 | 7人 |

目標5：相談支援体制の充実・強化等（障害福祉計画）

基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制の充実・強化に向けた取組みの実施体制を確保します。

① 総合的・専門的な相談支援

障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の見込み

| 項目 | 令和4年度 | 令和8年度 |
|------------|-------|-------|
| 総合的専門的相談件数 | 11件 | 12件 |

② 地域の相談支援体制の強化（専門的な指導・助言等）

地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数の見込み

| 項目 | 令和4年度 | 令和8年度 |
|-------------|-------|-------|
| 専門的な指導・助言件数 | 2件 | 4件 |

③ 地域の相談支援体制の強化（人材育成の支援）の実施の見込み

| 項目 | 令和4年度 | 令和8年度 |
|--|-------|-------|
| スーパービジョン・事例検討会回数 | 5回 | 5回 |
| 相談支援の協議の場の回数 (自立支援協議会相談支援ネットワーク委員会) | 12回 | 12回 |
| 研修会回数 | 2回 | 2回 |

④ 地域の相談機関との連携強化の取り組み

| 項目 | 令和4年度 | 令和8年度 |
|---------------------------------|---------|-------|
| 相談支援機関との連絡調整や 連携促進・強化のための会議等 | 自立支援協議会 | 2回 |
| | 運営委員会 | 2回 |
| | 作業部会 | 15回 |
| | | 12回以上 |

⑤ 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数

| 項目 | 令和4年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|
| 主任相談支援専門員 | 1人 | 1人 |

目標6：障害福祉サービス等の質の向上（障害福祉計画）

障害福祉サービス等事業者に対し、運営基準に沿った事業運営を行っているか、及び適切な障害福祉サービスの提供が行われているか等の確認を行い、障害福祉サービス等の適正な運営を図ります。

目標7：障害児支援の提供体制の整備等（障害児福祉計画）

すべての子どもが健やかに成長するよう、関係機関と連携を図り、子どものライフステージに応じた切れ目のない、一貫した、効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

- (1) 令和8年度末までに、児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を整備します。
- (2) 令和8年度末までに、保育所等訪問支援等を活用し、障害児の地域社会での参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築します。
- (3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保する体制を維持します。
- (4) 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の運営と、医療的ケア児に関するコーディネーターの配置を継続します。



1 2. 計画の推進体制

1. 計画の周知と住民の理解促進

本計画は、障害者福祉に関わる関係者をはじめ、多くの住民の理解・協力が重要であることから、町が活用している様々な媒体を活用して、広く住民にお知らせしていきます。また、障害者支援の取組みについてわかりやすくお知らせすることが、各種サービスの活用につながり、効果的な支援に結びつくと考えられるため、利用者の視点での情報提供に努めていきます。

- 地域社会の理解促進 → 障害者支援制度の周知の強化
- 障害のある人のニーズ把握・反映 → 障害者ニーズの把握と取組みへの反映

2. 庁内における進捗評価の体制

- 庁内における適切な進行管理 → 庁内での定期的な進捗評価の実施

本計画に関わる事業は多岐にわたっているため、様々な分野において適切な取組みを実施していくことが必要となります。本計画を確実に実施していくために、関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、庁内で定期的に計画の進捗評価を行い計画の適切な進行管理を行います。

- 障害のある人のニーズ把握・反映 → 町職員の障害福祉に関する知識と意識の向上

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、障害のある人との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

3. 地域ネットワークの強化

地域における福祉の推進は、行政だけでなく広く町民に期待される役割であり、様々な団体や組織、そして一人ひとりの町民の参加が不可欠です。

葉山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画や葉山町地域福祉推進プランと連携し、葉山町が目指す地域包括ケアシステムの構築を図り、障害や疾病の有無に関わらず地域で安心して暮らすことのできる体制作りを行うことで、町民や関係機関との連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。

さらに、様々な立場からの参画を得て開催されている葉山町自立支援協議会を活用し、町の障害福祉に関する支援体制の確立や、町内の資源の開発・改善に向け、協働で取り組んでいきます。

4. 計画の点検・管理体制

障害のある人やその家族、関係団体と意見交換を行い、また、葉山町自立支援協議会を活用しながら、計画の進捗状況を把握・検証し、計画の着実な推進に努めます。

5. 国・県との連携

障害のある人の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。

このため、国や県の新しい動向を注視しつつ密接な連携を図りながら施策の推進に努めます。また、地方公共団体の責務として、町民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い制度に向けて、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

葉山町障害者福祉計画 令和6年3月

発行／葉山町

〒240-0192 葉山町堀内 2135 番地 電話：046-876-1111(代表)

計画の本編は葉山町ホームページで公表しています。